

「学校ICT教育環境整備事業」及び「学校教育用無線LAN整備事業」の実施業務委託業者選定に伴う公募型プロポーザル実施要領

標記事業については、下記のとおり業務受託業者をプロポーザル方式により選定する。

1. 事業の目的

学校におけるICT教育を推進するためには、ICTを活用した「主体的、対話的で深い学び」の実現や教員一人ひとりの指導力の向上が重要である。

町では、各小中学校内の普通教室や特別教室での学習用無線LAN環境を整備しインターネットを含むネットワーク接続環境を整備するとともに、各種ICT機器や学習支援ソフトを導入することにより「主体的、対話的で深い学び」のさらなる推進を図る。

2. 業務内容

(1) 業務の名称

- ①学校ICT教育環境整備事業(以下、業務1)
- ②学校教育用無線LAN整備事業(以下、業務2)

(2) 業務場所 与那国町内

(3) 実施期間

- ①業務1 契約の日から最大3年間の長期継続契約
- ②業務2 契約の日から平成31年3月31日まで

※業務1に関して、2年以上の長期継続契約の場合は債務負担行為のように次年度以降の支出を義務化するものではないため、2年度目以降に予算の減額又は削除があった場合は、町は、変更又は解除することができるのでご了承おきください。

(4) 業務概要 別紙「学校ICT教育環境整備事業仕様書」及び「学校教育用無線LAN整備事業仕様書」のとおり

3. 委託経費等

(1) 委託上限額(消費税および地方消費税相当額を含む)

- ①業務1 13,300千円
- ②業務2 12,780千円

(2)本業務の処理を第三者へ再委託することができない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、事前に町の承諾を得た場合は、この限りでない。

4. 参加資格

当該プロポーザルへの参加資格は、次の要件を満たすものとする。

(1)業務1、業務2の両方の事業を受託できる者。どちらか1つの事業のみの参加は不可とす

る。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 与那国町建設工事請負契約に係る指名停止等の設置及び指名停止審査会に関する規定(平成3年1月22日訓令3号)による指名停止を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (4) 与那国町暴力団排除条例(平成23年9月13日条例第14号)による指名停止措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (5) 応募書類提出の際、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては、更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

5. 参加表明の提出

参加表明は、次のとおりとする。また、参加表明がない場合、提案書は提出できない。

- (1) 提出方法 持参または郵送による。
(持参の場合は、土・日曜日を除く、午前9時から午後5時まで)
- (2) 提出書類
 - ① 参加表明書様式 別紙**様式1**のとおり。
 - ② 会社概要および業務実績書(与那国町競争入札参加資格のある事業者は不要)
 - ③ 誓約書 別紙**様式2**のとおり(与那国町競争入札参加資格のある事業者は不要)
- (3) 提出部数 8部(正本1部、副本7部)
- (4) 提出期限 平成30年9月28日(金) 午後5時 必着(郵送の場合は平成30年9月28日の消印があるものまで有効とします。)
- (5) 提出先 事務局に提出すること。

6. 提案書の作成及び提出要領

(1) 以下の(ア)～(エ)を提出すること。また(ア)～(ウ)については順番に綴じ、(エ)の見積書については別に綴ること。

提出書類	様式、作成上の注意点等
(ア) 提案書表紙	A4判で作成すること。
(イ) 企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・A4判20ページ以内で作成すること。様式は自由。やむを得ずA3判を使用する場合は、横折込とすること。ただし、A3判1枚につきA4判2ページと換算すること。 ・事業1、事業2を分けて作成すること。
(ウ) 実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・A4判2ページ以内またはA3判1ページ以内で作成すること。ただし、A3判を使用する場合は、横折込みとすること。様式は自由だが各工程を具体的かつ詳細に記載すること。 ・事業1、事業2を分けて作成すること。
(エ) 見積書 ① 学校ICT教育環境整備事業 ② 学校教育用無線LAN整備事業 ③ 事業別年間ランニング費用	各事業の委託範囲内の費用を見積もること。A4判であれば自社様式で可。ただし、以下の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・提案上限額を越えてはならない ・提案した内容にかかる経費は全て記載する。 ・項目ごとの内訳及び単価、工数等を記載する。 ・ランニング費用等、今後発生する費用については別途見積書を作成提出する。 ・宛名は与那国町長宛てとする。 ・値引き等の記載は行わない。 ・見積額が契約額とはならない。

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

企画提案書の作成にあたっては、以下の点に留意し作成すること。

① 提案内容は、次の項目順で、仕様書に定めた内容を踏まえ提案すること。

項目	記載内容
(ア) 業務概要	仕様書の趣旨及び背景を踏まえ、業務目的、目標等について記載すること。
(イ) 業務内容	仕様書に掲げる項目について、その業務内容及び実現方法を具体的に提案すること。
(ウ) 業務実施体制	本業務の実施体制及び支援体制について記載すること。

② 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しないものに対する配慮をすること。

- ③専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。
- ④ページ番号を記載すること。
- ⑤フォントの種類については制限しないが、サイズは10ポイント以上で作成すること。

(3) 提案書の提出

- ①提出方法 持参または郵送による
(持参の場合は、土・日曜日を除く、午前9時から午後5時まで)
- ②提出部数 8部(正本1部、副本7部)
- ③別紙様式4をかがみとして提出
- ④提出期限 平成30年10月5日(金) 午後5時(必着)
- ⑤その他 期限までに提案書等の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。
- ⑥提出先 事務局に提出すること

7. 質問の受付および回答

当該プロポーザルに関して質問のある場合は、事務局あて電子メールにより質問票を提出すること。

質問の回答については、参加表明を提出した業者に対し電子メールにて回答を行う。

- (1) 質問票の提出期限 平成30年9月28日(金) 午後5時
- (2) 質問票の様式 別紙様式3のとおり

8. プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

提出された提案書に基づき、次のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施する。同時に、提案者に対し、提案および提出書類に関する質疑や説明を受けるため、ヒアリングを行う。

- (1) 開催日時 平成30年10月16日(火)(予定)時刻未定
- (2) 開催会場 与那国町役場 2階会議室
- (3) その他 日時等の詳細については別途電子メールにより連絡する。

9. 受託者評価選定方法

(1) 基本的な考え方

本委託業務の受託者の審査選定に当たっては、与那国町プロポーザル方式実施要綱第4条の規定に基づき、与那国町「学校ICT教育環境整備事業」及び「学校教育用無線LAN整備事業」選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置し、選定委員会において、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行ったものを受注候補者として選定する。また次点受注候補者も併せて選定する。

(2) 審査方法

① 事務局による確認

参加資格要件、提出書類等の不備、上限額内の提案であるか等の基本的事項を確認する。(参加資格要件の確認結果については提案書提出期限までに電子メールにて通知します。)

② 選定委員による審査

応募書類、提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき、評価項目毎に企画提案の内容を審査、総合評価する。各選定委員の評価点の合計を選定委員評価とする。ただし、応募者が5者以上の場合は提案書類等による1次審査を事務局により実施し、1次審査を通過した4者をプレゼンテーションにより評価委員で評価する。

【評価審査項目】

(ア) 業務実施体制・実績

(イ) 企画提案書

(ウ) 実施スケジュール

(エ) 見積費用

③ 受注候補者の決定

①の審査を通過した②の評価点を最も高く獲得した者を受注候補者とし、次点の者を次点受注候補者とする。ただし、最も高い点を獲得した者が2以上ある場合は、選定委員会にて審議し、順位決定する。

(3) プレゼンテーションについて

① プレゼンテーションの実施要領

(ア) 1事業者につき、30分の持ち時間とする。(説明20分、質疑10分)ただし、提案者の数によっては変動することがある。詳細な時間は別途通知する。

(イ) プレゼンテーションは、提案書の内容について行うこと。提案書等以外の内容は評価の対象としない。

(ウ) プレゼンテーション当日は実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

② プレゼンテーションの実施日(予定)

・日時 : 平成30年10月16日(火)※時間については電子メールにて別途通知

・場所 : 与那国町役場 2階 会議室

③ 使用機材について

プレゼンテーションの実施に当たり使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン、電源コードリールについては、町で用意する物を使用しても構わない。※事前に動作確認したい場合には連絡すること。

(4) 審査結果の通知

① 評価委員会の審査後、全応募者に対し1週間以内に文書にて通知する。ただし、審査結果については、異議申し立ては受け付けない。

② 受注候補者に選定された者は、速やかに本町と契約交渉に当たること。

③選定されなかった者は、選定委員に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は前項の通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

(5) 優先交渉権者・次点交渉権者

優先交渉権選定通知を受領した者は、仕様・価格等について本町と協議の上、速やかに本町と契約手続きし、受託者となること。優先交渉権者との協議が整わない場合は、本町は次点候補者と協議を行うこととする。

10. 参加の辞退

提案参加申込後にやむを得ず参加を辞退する場合、または、提案書を提出しなかった場合は、「提出意思確認書」別紙様式5にその旨を記載し提出すること。提出にあたっては次の点に留意すること。

- (1) 持参又は郵送によるものとし、プレゼンテーション審査前日までに提出すること。
- (2) 持参の場合は午前9時から午後5時までに、郵送の場合は午後5時までに必着のこと。

11. その他の留意事項

- (1) 本提案に係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- (3) 提案書等として提出されたすべての資料は、受注候補者の選定以外には使用しない。また返却も行わない。
- (4) 提案書は選定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等を受理した後の提案者による加筆及び修正は原則認めない。
- (6) 当該提案書作成時において入手した町独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (7) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
 - ①提案者の提出方法、提出先及び期限等、示された条件に適合していない場合
 - ②提案者に虚偽の記載がある場合
 - ③その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
- (8) 参加表明が1者の場合は、プレゼンテーション審査に参加した評価委員の評価点を合算した値(満点)の6割を最低基準とし、最低基準を満たす場合のみ契約交渉権を与える。

12. スケジュール一覧

	項目	日程
1	募集要項の公開・掲示	平成30年9月18日(火)から 平成30年9月28日(金)まで
2	プロポーザル参加表明受付	平成30年9月18日(火)から 平成30年9月28日(金)まで
3	募集要綱等に関する質問受付	平成30年9月18日(火)から 平成30年9月28日(金)まで
4	募集要綱等に関する質問回答	質問受付後、プロポーザル参加表明書(様式1)にて申し込みのあった、全応募者に対し速やかに回答
5	企画提案書受付期間	平成30年 9月18日(火)から 平成30年10月 5日(金)まで
6	プレゼンテーション審査	平成30年10月16日(火) 予定
7	審査結果の通知	選定後1週間以内に文書にて通知

13. 事務局

本公募に係る事務局は以下の通りとする

〒907-1801

沖縄県八重山郡与那国町字与那国129番地

与那国町教育委員会 教育課

担当:池間 有人

TEL 0980-87-2002 FAX 0980-87-2074

E-mail: y-ikema@town.yonaguni.okinawa.jp